

日本創傷外科学会専門医制度施行細則

制定 平成 22 年 7 月 30 日
改定 平成 25 年 2 月 23 日
平成 25 年 7 月 11 日
平成 26 年 7 月 22 日
平成 27 年 7 月 25 日
令和 3 年 2 月 10 日

第1章 運営

第1条 日本創傷外科学会専門医制度規則の施行にあたり，規則に定めた以外の事項については，施行細則の規定に従うものとする。

第2章 専門医委員会

第2条 専門医委員会（以下委員会と略す）の委員長（以下委員長と略す）は理事長が指名し，委員長は委員会を代表する。

第3条 委員会の委員数は10名以上とする。委員は，委員長が評議員の中から選任する。

第4条 委員会の委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし引き続いて4年を超えることはできない。

第5条 委員会の委員に欠員が生じたときは委員長が委員の補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 委員会は，定数の2分の1以上の委員の出席を要し，議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。文書による意思の表示は出席と認めない。

第7条 委員会の委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第8条 委員会の事務は日本創傷外科学会事務局において行う。

第3章 専門医申請資格

第9条 専門医の認定を申請するものは，以下の条件を満たしていなければならない。

- 1) 日本創傷外科学会の会員歴を連続して3年以上有していること。
- 2) 日本形成外科学会認定専門医を取得後，下記の日本創傷外科学会専門医研修施設基準を満たす研修施設で3年以上の研修歴を有していること。

1. 形成外科を標榜していること

2. 常勤の日本創傷外科学会専門医が1名以上いること。

*なお，当分の間は別紙（申請の手引き）に定める日本形成外科学会が認定した研修施設を研修施設とする。

- 3) 日本創傷外科学会学術集会における発表歴（筆頭もしくは発表指導者）と，創傷外科領域に関する学術論文または著書の執筆歴（筆頭もしくは執筆指導者）を有していること。

*学術集会の発表歴には，特別講演や教育講演などの講演歴，ランチョンセミナーなど関連プログラムでの講演歴，学術集会での座長や司会歴も含まれる。

*執筆指導者（発表指導者）とは，第二著者（発表者）または最終著者（発表者）であり，共同執筆者（発表者）の中で最も指導的立場にいる執筆者（発表者）1名が該当

- する。
- 4) 創傷外科領域における診療記録を提出する。対象となる疾患、書式については別紙(申請の手引き)に定める。
 - 5) 日本創傷外科学会が主催する専門医認定教育セミナーの受講歴を2回有していること。

第4章 申請書類

第10条 専門医の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医認定申請書と所定の審査料
- 2) 医師免許証の写し
- 3) 履歴書
- 4) 研修証明書
- 5) 形成外科学会専門医認定証の写し
- 6) 業績目録
- 7) 症例の記録
- 8) 教育セミナー受講証明書

第11条 前条の7)にいう症例の記録とは以下のものである。

所定の用紙に記載された手術記録もしくは非手術治療記録(10 症例：手術症例は申請者が執刀もしくは指導した症例。非手術症例は申請者が主として直接診療に従事した症例もしくは指導した症例)および症例の一覧表

第12条 申請者の中で次の者には優遇措置を与える。

- 1) 日本手外科学会専門医取得者
10条7)に規定する症例の記録の提出を免除される。ただし、日本手外科学会の専門医認定証の写しを提出しなければならない。
- 2) 日本熱傷学会専門医取得者
10条7)に規定する症例の記録の提出を10症例から5症例に減ずる。ただし、1)日本熱傷学会の専門医認定証の写しを提出しなければならない。

第5章 更新申請書類

第13条 専門医の更新を申請する者は、専門医資格の有効期間満了の年度内に次の各項に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医更新申請書と所定の審査料
- 2) 履歴書
- 3) 業績目録：下記業績の所定の点数が求められる。
 - ・日本創傷外科学会学術集会への参加
 - ・日本創傷外科学会学術集会での発表
 - ・日本創傷外科学会セミナー受講
 - ・創傷外科に関連する学会学術集会への参加、発表
 - ・創傷外科領域の論文執筆
- 4) 更新までの診療実績録
※なお、65歳以上の専門医は診療実績記録の提出を免除される。

第6章 審査料および登録料

第14条 審査料は、次の如くである。

認定審査料 10,000 円

更新審査料 10,000 円

第15条 既納の審査料は、返却しない。

第16条 登録料は、次の如くである。

認定登録料 10,000 円

更新登録料 10,000 円

第17条 既納の登録料は返却しない。

第7章 審査の時期および申請先

第18条 委員会は、専門医の認定および更新を申請する時期、その他について、実施6ヵ月前に公示し、全ての審査はその年度内に完了しなければならない。

第19条 申請先および手数料送金先は、日本創傷外科学会事務局である。

第8章 附則

第20条 この細則は、平成22年（2010年）7月30日より施行する。

第21条 この細則は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

第22条 この細則の実施に関して生じる疑義については、専門医委員会で審議し決定するものとする。

第23条 第9条（3）は平成25年2月23日より改定する。

第24条 第9条（2）、第13条は平成25年7月11日より改定する。

第25条 第9条（1）（3）（5）、第12条、第13条（4）は平成27年7月25日より改定する。

第26条 第9条（2）は令和3年2月10日より改定する。